

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 特定船舶の特別償却制度について、認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶又は特定外航船舶であることにつき証明がされたものの細目を定めることとする。(第5条の12の4、第20条の11関係)
- 2 この省令は、令和5年7月1日から施行することとする。(附則関係)